
監 査 公 表

監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、高知県知事等宛て報告を行ったところ、高知県知事から措置結果について通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年8月16日

高知県監査委員

元高行管第126号

令和元年7月8日

高知県監査委員 様

高知県知事

平成30年度行政監査結果に対する措置について（通知）

平成31年3月27日付け30高監報第17号で報告のありました、平成30年度行政監査結果に対しては、下記のとおり措置を講じました。

記

1 監査委員の意見

(1) 切手類の保有について

複数の機関で年度末又は翌年度当初に使用予定がないにもかかわらず年度末に購入したり、必要以上に購入している実態が見受けられた。各機関においては、年間の使用数量に比べて過大に保有することのないように前年度からの繰越しを考慮し、計画的に切手類を購入されたい。併せて、今後使用する見込みのない切手類については、料金別納での支払や必要とする機関への所属替え等の有効活用に努められたい。

(2) 切手類の保管について

おおむね適切な管理が行われていたが、3機関の5箇所の所内事務所等では、施錠できないキャビネット等に保管していた。該当機関には施錠できる金庫等に保管するよう改善を求める。

施錠できる金庫等に保管している場合でも、多くの職員が金庫等を開閉できる状態にある機関もあった。このような機関では、事故等があった場合に、責任の所在が曖昧になるおそれもあることから、開閉できる人数を制限することを検討されたい。

(3) 出納簿について

切手類は、換金が容易なことから現金と同様の注意をもって取り扱う必要がある。そのため会計規則において、出納簿の様式等が厳密に規定されているが、多くの機関で記載漏れ、押印漏れ等の不備や都度記載していない実態が見受けられた。該当機関においては、今一度金券であることの重要性を認識し、会計規則にのっとり適正な事務を執行されたい。併せて、会計規則を所管する会計管理課においては、全ての機関に対して出納簿の記載例をより分かりやすく示すことを検討されたい。

所内事務所等の切手類の取扱いについては、出納簿の記載方法、現物の確認方法などにおいて、明確なルールが示されていないため、各々独自の方法がとられていた。会計管理課においては、所内事務所等の切手類の取扱いについて明確なルールを定めることを検討されたい。その際には、所内事務所等が本所等から遠隔地にある場合も考慮し、例えば、所内事務所等において毎月の現物確認が行えるよう、所内事務所等の職員を物品取扱員に充てることなどを検討すべきである。

(4) 切手類に代わる手段について

調査の結果、現状では緊急時又は時間外の発送や返信用又は料金不足対応の切手を保有する必要があるため、切手類を全く保有しないことは困難であるように思われるが、切手類の亡失や損傷等のリスクを考えると、極力保有しないことが望ましい。

各機関においては、料金後納郵便や宅配便等について、その経済性、安全性等を比較検討したうえで、これらを積極的に利用されたい。併せて、会計管理課においては、これらの利用を全庁的に促進するため、制度の詳細を広報することを検討されたい。

2 措置の内容

(1) 1 (1) 及び (2) に対する措置の内容

各機関が郵便切手の年間使用枚数及び前年度から繰り越してきた枚数を考慮し、計画的に購入することや、購入した郵便切手を金庫等の施錠可能な場所で保管することは公務の適正な執行を図るうえで当然のことであるため、会計検査や会計事務研修の機会などにおいて徹底していきます。

また、切手類の適正な保有及び保管に関して、各所属に対し会計検査の機会などにおいて、今回の指摘内容について周知し

ていきます。

(2) 1 (3) に対する措置の内容

郵便切手及び収入印紙などは金券であり、換金が容易であることから現金同等物とされ、郵便切手類等出納簿により出納を整理しなければなりません。

郵便切手類等出納簿の記載方法については、これまで会計管理局だよりなどにおいて周知してきましたが、改めて、会計検査や会計事務研修の機会などにおいて徹底していきます。また、年次繰越の際の帳簿の締め切り方など全庁的に統一されていない事項については、会計検査などを通じて実態を確認するとともにより分かりやすい記載方法について検討し、今年度内に予定している会計事務ハンドブックの改正に反映させます。

また、所内事務所等の切手類の取扱いについて、まずは、農業振興センターの支所や土木事務所の所内事務所、県立学校の分校など各所属の実態を踏まえ、現状の郵便切手類の取扱いについて、会計検査などを通じて確認し、現物確認を含めた適正な切手類の取扱いができる方法や規則改正の必要性などを検討し、今年度内に予定している会計事務ハンドブックの改正に反映させます。

(3) 1 (4) に対する措置の内容

切手類に代わる手段の利用については、各所属が経済性や安全性等を考慮したうえで、適正に事務を執行されるよう、会計事務研修などを通じて広報していくことを検討していきます。